平成２５年（フ）第１５３号
沖縄県宜野湾市真栄原３丁目17番15号
債務者　與儀美奈子
1　決定年月日時　平成25年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大井　　琢
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月５日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成26年１月29日まで
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２５年（フ）第４００号
愛知県碧南市三度山町３丁目13番地11
債務者　旭　　知美（旧姓都築・平林）
1　決定年月日時　平成25年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西村　茂樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月14日午後２時50分
5　免責意見申述期間　平成26年１月31日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第３４６号
函館市柏木町29番４号
債務者　門前　　勉
1　決定年月日時　平成25年11月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月７日まで
函館地方裁判所

平成２５年（フ）第３４８号
函館市神山１丁目10番３―111号　リュミエール神山
債務者　村上　　隆
1　決定年月日時　平成25年11月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月７日まで
函館地方裁判所

平成２５年（フ）第２９３号
愛知県安城市古井町一本木１番地１　県営古井住宅４―304
債務者　中根　弘美
1　決定年月日時　平成25年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月８日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第３７５号
愛知県刈谷市高津波町５丁目60番地　ジュライテン105号
債務者　村上　政晴
1　決定年月日時　平成25年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月８日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第４４８号
愛知県安城市古井町一本木１番地１　古井団地１―３―207
債務者　川畑　美保
1　決定年月日時　平成25年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月８日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第５４４号
埼玉県鶴ヶ島市富士見２丁目27番17―403号　アルカディア・エル
債務者　中山　佳子（旧姓綿谷）
1　決定年月日時　平成25年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月９日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第５４７号
埼玉県富士見市東みずほ台３丁目16番地９　コーポサイトウ201、前住所埼玉県富士見市上沢１丁目13番26号
債務者　拝田　江美（旧姓門井）
1　決定年月日時　平成25年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月９日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第５４８号
埼玉県富士見市東みずほ台３丁目16番地９　コーポサイトウ201、前住所埼玉県富士見市上沢１丁目13番26号
債務者　拝田　理紗（旧姓門井）
1　決定年月日時　平成25年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月９日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第１０６号
岐阜県養老郡養老町柏尾773番地１　ヴィラ養老ＰＡＲＴ２―103
債務者　羽生田美弥子
1　決定年月日時　平成25年11月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月９日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２５年（フ）第１１５号
岐阜県大垣市大島町２丁目152番地１　パストラルファイブ105号、住民票上の住所大阪府堺市北区長曽根町511番地３　パルテール中もず304号
債務者　黒木　隆文
1　決定年月日時　平成25年11月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月９日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２５年（フ）第５５６号
埼玉県狭山市大字青柳63番地　新狭山ハイツ18棟503号
債務者　堀川　裕美
1　決定年月日時　平成25年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月10日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第１７１号
新潟県小千谷市城内４丁目１番38号　さくらアパート２号
債務者　桑原　裕子
1　決定年月日時　平成25年11月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月10日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２５年（フ）第１４６号
愛知県北設楽郡東栄町大字振草字古戸沢奥35番地
債務者　伊藤ちず江
1　決定年月日時　平成25年11月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月10日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２５年（フ）第９３号
三重県度会郡南伊勢町迫間浦1396番地９
債務者　岡　　孝浩
1　決定年月日時　平成25年11月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月10日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２５年（フ）第９９号
三重県伊勢市大湊町264番地102、前住所三重県伊勢市大湊町743番地
債務者　西村　千恵
1　決定年月日時　平成25年11月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月10日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係